

お問い合わせ及び回答(公募開始～平成24年1月26日)

【公募研究課題1：高濃度汚染地域における農地土壌除染技術体系の構築・実証】

Q1 応募要領に記載されている達成目標の一部のみを対象とする研究でも応募可能か。

A 全ての目標を達成するための研究内容で応募していただく必要があり、「公募研究課題1」の達成目標は、「除染前の農地の汚染状況を簡易に調査する手法を開発します。また、汚染状況に応じて、除染作業機械等で効率的に、かつ作業者の被曝を低く抑えながら除染を行う技術を開発し、実証します。」となっています。

Q2 研究する場所はどこか。

A 場所は応募者の方で検討してください。なお、必ずしも高濃度汚染地域で研究を実施する必要はありません。高濃度汚染地域の農地除染に適用できる技術を開発していただくことが重要です。

【公募研究課題2：高濃度農地汚染土壌の現場における処分技術の開発（生物学的処分技術）】

Q3 生物学的処分技術を開発するにあたり、利用する生物は植物以外でも良いか。

A 貴見のとおりです。

Q4 「植物が放射性セシウムを吸収するメカニズム」を利用して、例えば遺伝子組換え生物（植物やバクテリア）による放射性セシウム分離技術を開発することは、公募課題の内容に合致しているか。

A 吸収メカニズムの利用法として、遺伝子組換え生物の開発が想定される他、高吸収植物の効率的な選抜に利用すること等も想定されます。開発された分離技術が早急に現場に適用されることを想定して技術開発を進めてください。

Q5 事業の概要（概算決定PR版）に、「化学的・生物学的除染手法の高度化」とあるが、化学的除染手法は公募対象外なのか。

A 「公募研究課題2」は、「生物学的処分技術」の開発を対象としていますので、化学的除染手法は公募対象外です。なお、「化学的処分技術」の開発については、別途公募を行う予定です（ただしスケジュールは未定）。

Q 6 処分対象となる農地汚染土壌とは、表土削り取りで農地外に排出した土壌なのか、それとも農地内の土壌か。

A 除染作業によって生じる汚染土を効率的に処分する技術の開発を想定しています。

Q 7 研究する場所はどこか。

A 場所は応募者の方で検討してください。なお、必ずしも研究者の被曝が大きな問題となるような高濃度汚染土壌を用いて研究を実施する必要はありませんが、農地由来の汚染土壌から放射性セシウムを効率的に分離する技術を開発してください。

Q 8 放射性セシウムではなく非放射性セシウムを使って分離技術を開発する、ということでも良いか。

A 放射性セシウムの化合物の形態が異なっていると考えられるため、福島第一原子力発電所事故によって汚染された土壌を使って技術開発する必要があると考えています。

Q 9 試験後に不要となった汚染土壌はどのように処理すれば良いか。

A 環境省の廃棄物関係ガイドライン等に従って、応募者の方で処理手続きを行ってください。